

第5次知多市庁内環境保全率先実行計画

平成31年3月

知 多 市

目 次

1	計画策定の背景	1
2	計画の目的	2
3	計画の期間	2
4	計画の範囲	2
5	対象とする温室効果ガス	2
6	計画の目標	3
7	温室効果ガス排出量の算定方法	3
8	取組項目	4
9	計画の推進に当たって	8
	(参考資料) 第5次知多市庁内環境保全率先実行計画推進体制	10

1 計画策定の背景

市民一人ひとりの日常生活や事業活動に起因する環境への負荷の増大により、地球環境問題はますます深刻化する傾向にあり、地球温暖化においては、異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響が予測されています。

地球温暖化対策を巡る国際的な動きとして、平成 27 年 12 月に、C O P 21 で「パリ協定」が採択されました。日本では、「パリ協定」を踏まえ、中期目標として国内の温室効果ガス排出量を 2030 年度に 2013（平成 25）年度比で 26%減の水準にすることを掲げる「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。同計画では、地方公共団体が含まれる業務その他部門においては、電気や都市ガスといったエネルギー起源の温室効果ガス排出量を約 40 %削減することを目標としており、地方公共団体にも温室効果ガス排出量の削減に向けた率先的な取組が求められています。

本市は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づき、市の設置した施設が排出する温室効果ガスの排出量、資源及びエネルギー使用量の削減目標を定めた市内環境保全率先実行計画を平成 11 年 9 月に策定し、環境負荷の低減に向けた取組を行ってきました。

前計画である第 4 次知多市市内環境保全率先実行計画では、市の施設を 3 つに区分し、それぞれの温室効果ガス排出量を平成 24 年度以下に抑制することを目標に掲げ、取り組んできました。省エネや設備の運用改善、ごみ減量対策等による排出量の減少が見られるものの、施設の老朽化によるエネルギー効率の低下や下水処理量増加による排出量の増加もあり、市の事務事業全体からの温室効果ガス排出量は、横ばいに留まっています。

温室効果ガス排出量削減に向けて、更なる取組を求められている近年の地球温暖化を巡る動向を踏まえ、より大きな削減を目標とした第 5 次知多市市内環境保全率先実行計画を策定するものです。

2 計画の目的

本計画を温対法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として位置づけ、市自らが大規模な事業者であり、消費者であるという視点に立ち、温室効果ガスの削減目標や具体的な取組項目を定め、市自らが率先して行動することによって、温室効果ガスの排出量を削減するとともに、市民、事業者による自主的な取組を促進し、地球温暖化防止に寄与することを目的とします。

3 計画の期間

国の「地球温暖化対策計画」で中期目標が示された期間に即して、2019（平成 31）年度から 2030 年度までの 12 年間を計画期間とします。

4 計画の範囲

市が行う全ての事務事業を対象とします。

5 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、温対法第 2 条第 3 項に定められている 7 種類のガスのうち、市の事務事業から排出されている表 1 の 4 種類の温室効果ガスを対象とします。

表 1 本計画で対象とする温室効果ガス

温室効果ガス名称	排出される主な活動
二酸化炭素（ CO_2 ）	・電気や都市ガスなどのエネルギーの使用 ・廃プラスチック類の焼却
メタン（ CH_4 ）	・下水の処理、一般廃棄物の焼却
一酸化二窒素（ N_2O ）	・下水の処理、一般廃棄物の焼却
ハイドロフルオロカーボン（ HFC ）	・カーエアコンの使用、廃棄

※残りの 3 種の温室効果ガスは、パーフルオロカーボン（ PFC ）、六ふっ化硫黄（ SF_6 ）及び三ふっ化窒素（ NF_3 ）で、本市の事務事業から排出される可能性がないため、対象としない。

6 計画の目標

2013（平成 25）年度を基準として、2030 年度に市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量を 40%削減することを目標とします。

ただし、現在、市の清掃センターで行われているごみ処理は、将来、西知多医療厚生組合が事業主体の新しいごみ処理施設で行うことが計画されています。事業主体が市ではない新しい施設でのごみ処理開始に伴い、市全体の排出量のうち、約 6 割を占めるごみ処理からの温室効果ガスが、本計画の対象ではなくなるため、清掃センターからの温室効果ガス排出量を除いた 2013（平成 25）年度の温室効果ガス排出量を基準とします。

清掃センターについては個別に、運転終了まで各年度の温室効果ガス排出量を前年度以下に抑制することを目標とします。

基準年度の温室効果ガス排出量、直近の実績である平成 29 年度の排出量、目標の排出量については表 2 のとおりです。

表 2 基準年度の温室効果ガス排出量と目標

	基準年度 2013（平成 25）年度	直近実績 2017（平成 29）年度	目標 2030 年度
温室効果ガスの排出量 （清掃センターの排出量を除く）	11,355t-CO ₂	11,890t-CO ₂	6,813t-CO ₂ （40%削減）
清掃センターの排出量 （2023 年度末廃止予定）	13,754t-CO ₂	13,756t-CO ₂	—————
運転終了まで 前年度以下に抑制			

7 温室効果ガス排出量の算定方法

(1) 温室効果ガスの排出量の算定には、電気やガスの使用量など温室効果ガスの排出源となる各活動の活動量に温室効果ガス排出係数と地球温暖化係数を乗じて算定します。

※ 排出係数は、活動量 1 単位あたりに排出される温室効果ガス排出量で、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令で規定されている係数を使用します。電気使用に係る排出係数については、発電に要した二酸化炭素の排出量に応じて電力会社各社ごとに毎年度、環境省が排出係数を公表します。各年度の電気の使用による温室効果ガス排出量の算定に当たっては、その前年度の実排出係数を使用します（基準年度の 2013（平成 25）年度の算定には、2012（平成 24）年度の中部電力（株）の 0.516 kg-CO₂/kWh を使用）。

※ 温暖化係数は、温室効果ガスの種類ごとに、二酸化炭素に比べて地球温暖化をもたらす程度を示した係数で、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令で規定されている係数を使用します。

（例）電気の使用の場合

電気使用量 (kWh) × 排出係数 (kg-CO₂/kWh) × 温暖化係数（二酸化炭素の係数：1）
＝温室効果ガス排出量 (kg-CO₂)

(2) 年度ごとに計画の対象となる市の事務事業からの温室効果ガス排出量を算出します。計画期間中に新設等があった事務事業については追加して、廃止等があった事務事業については、除外して各年度の排出量を算出しますが、基準年度の排出量と目標の排出量の見直し等は、行わないこととします。

8 取組項目

目標を達成するために、次の取組項目を掲げ、着実な進行を図ります。

(1) 物品等の購入に当たっては、環境に配慮した取組を行います。（平成 13 年 10 月制定の「知多市グリーン調達方針」参照）

用紙類

- ◎ 原則としてコピー用紙や印刷用紙等は、グリーン購入法適合のものを購入します。
- ◎ トイレットペーパーは、古紙配合率 100%のものを購入します。

電気製品

- ◎ パソコン、コピー機等の電気製品や照明機器については、消費電力の少ない機種へ転換します。

公用車

◎ 低公害車、低燃費かつ低排出ガス認定車を積極的に導入します。

＊ 低公害車

燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、水素自動車、クリーンディーゼル自動車等

＊ 低燃費かつ低排出ガス認定車

燃費基準達成車かつ平成 17 年基準排出ガス 50%低減レベル以上の適合車

文具・事務機器

◎ エコマーク商品等の環境にやさしい製品を購入します。

◎ 過剰包装した製品や使い捨て製品を購入せず、詰め替え可能な製品を購入します。

(2) 物品等の使用に当たっては、環境に配慮した取組を行います。

用紙類使用量の削減

◎ 両面印刷や両面コピーを徹底するとともに、支障のない範囲で縮小コピーや集約印刷を行い、使用枚数を削減します。

◎ 会議等では、I T 機器等の使用により、配布資料を削減するとともに、資料の持ち帰り用封筒の配布を削減します。

◎ 庁内 LAN の活用による事務のペーパーレス化を徹底します。

水使用量の削減

◎ トイレ等に節水バルブの使用、節水型の設備や機器の導入に努め、使用量の削減を徹底します。

◎ 節水に関する意識の向上を図り、日常的な節水を徹底します。

電気使用量の削減

◎ 事務室等の空調温度を冷房 28℃以上、暖房 19℃以下とし、温度計を使って適正な管理を行います。

◎ 「クールビズ」、「ウォームビズ」に努めます。

◎ 原則として毎週水曜日をノー残業デーとし、定時の消灯・空調オフを徹底します。

◎ エレベーターの利用を控え、階段を利用します。

◎ 休憩時間等には支障のない範囲で、パソコンや照明のスイッチを切るよう徹底します。また、業務時間外における照明も業務上必要最小限とし、消灯を徹底します。

◎ パソコン等の電源ケーブルは、業務に支障のない範囲で退庁時にコン

セントから抜き、省エネに努めます。

- ◎ リフレッシュルームや更衣室等常時使用しない場所の照明は、使用時以外消灯するよう徹底します。
- ◎ 冷暖房時の扉の開閉やブラインド等の利用を適切に行います。
- ◎ 空調機ごとに管理者（各課等の長）を設定し、帰庁時の空調オフや設定温度の遵守を徹底します。
- ◎ よしず、ブラインド、グリーンカーテン等による遮光効果を利用し、空調機器の負荷低減に努めます。
- ◎ 業務に支障のない範囲で事務室の蛍光灯の本数を削減します。
- ◎ パソコンの省エネ設定やコピー機、ファクシミリ等の事務機器の省エネモードを活用します。

事業系施設の燃料使用量の削減

- ◎ 清掃センターのごみ処理の過程でごみの持つエネルギーを熱分解ガスとして回収し、燃料として有効活用します。
- ◎ 南部浄化センターの下水処理の過程で発生するバイオガス（消化ガス）を燃料として有効活用します。

公用車の燃料使用量の削減

- ◎ 駐停車時等のアイドリングストップを徹底します。
- ◎ 急発進、急加速、空ぶかしをやめ、エコドライブを徹底します。
- ◎ タイヤの空気圧等車両整備を適切に行います。
- ◎ 相乗りや公共交通機関の利用を推進します。

自動車利用の抑制

- ◎ 公共交通機関、自転車、徒歩等を利用した通勤に努めます。

(3) ごみの廃棄や資源化に当たっては、3 R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、環境に配慮した取組を行います。

- ◎ 紙の廃棄量を削減します。
- ◎ 資料・カタログ類は、必要なもの以外は受け取らないようにします。
- ◎ 古紙回収における分別を徹底します。
- ◎ ファイルやフォルダー、使用済み封筒のリユースを個人情報等に留意して徹底します。
- ◎ 廃棄文書については、シュレッダー処理は極力避けて、資源化を徹底します。
- ◎ コピー機・プリンターの使用済みトナーカートリッジの回収とリサイ

クルを徹底します。

- ◎ 裏紙の利用を個人情報等に留意して徹底します。
- ◎ 廃食用油発生施設においては、その回収を徹底し、B D F（バイオディーゼル燃料）へのリサイクルを図ります。

(4) 照明、熱源設備、空調設備等の設備機器の管理に当たっては、環境に配慮した取組を行います。

- ◎ 設備機器の点検、清掃等を適切に実施し、設備機器の効率的な運転を維持します。
- ◎ 定期的に設備機器の運転状況を確認し、使用方法の改善を図ります。
- ◎ 設備機器の保守管理、点検清掃、運転等を事業者に委託する際には、設備機器の効率的な運転管理について積極的に助言や提案を求めます。
- ◎ 設備機器の管理マニュアルの整備に努め、設備機器の効率的な運転を推進します。

(5) 建築物や設備の設計、施工に当たっては、環境に配慮した取組の検討を行います。

- ◎ 屋上緑化、壁面緑化（グリーンカーテン）を含め、施設内外における緑化の推進を図ります。
- ◎ 貯留タンク等の雨水利用設備の導入を図り、雨水の有効利用に努めます。
- ◎ 建築材料には、再生された素材や再生可能な素材を使用するよう努めるとともに、発生する廃棄物の削減に努めます。
- ◎ 知多市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針に基づき、建築材料として木材の利用に努めます。
- ◎ 施設の建築、改築時や空調設備の更新に際しては、可能な限り省エネルギーに資する設備等を選択します。
- ◎ L E D等効率の良い照明器具の導入に努めます。
- ◎ 施設の新築時には、施設の利用形態に合わせて、省エネルギーな照明設計に配慮します。
- ◎ 施設の新築、改築時には、空調熱負荷に配慮し、建物の断熱性の向上に努めます。
- ◎ 施設の新築時には、建築物のZ E B化を検討します。

*** Z E B**

Net Zero Energy Building（ネットゼロエネルギービル）の略称。建物で消費する年間の1次エネルギーの収支を省エネと創エネ（再生可能エネルギーの活用）によって正味でゼロとすることを目指したビル。

- ◎ 施設の新築・改修時にあつては、デマンド監視装置やBEMSの導入を図り、エネルギー使用量の見える化による設備の適正管理に努めます。

- * デマンド監視装置

- 電力基本料金は契約電力値に比例して決定されるため、契約電力値を超過しないための電力使用量の監視、負荷調整を行うための装置。電力使用量の平準化や、効率的利用を図ることができる。

- * BEMS

- Building Energy Management System（ビルエネルギー管理システム）の略称。建築物の設備の運転状況やエネルギーの使用状況を監視制御操作できるシステム。エネルギーの使用状況の実態把握により、設備の運用改善や最適化が期待される。

- ◎ 省エネ診断やESCO事業等の活用を図り、設備の運用改善や設備改修に努めます。

- * ESCO事業

- 省エネ化に関する診断、設計、施工、運転等の包括的なサービスを提供し、その顧客の光熱水費等の省エネ化によるメリットを報酬として享受する事業。

- ◎ 再生可能エネルギー（太陽光、風力、バイオガス等）の有効活用に努めます。

(6) 環境に配慮した取組が実践されるように、職員、市民に対しても積極的な啓発活動を行います。

- ◎ 職員の環境に対する意識を向上させるために、環境保全に関する研修会等を積極的に開催するとともに、職員用マニュアルを作成します。
- ◎ 職員に対し、本計画の実施状況や環境に関する情報を提供します。
- ◎ 環境に関する市民向けの講座や、広報、ホームページ等を活用し、積極的な啓発活動を行います。
- ◎ 市民の省エネや再生可能エネルギーを利用した取組を支援します。

9 計画の推進に当たって

- (1) 職員は、本計画の趣旨を尊重し、環境保全の活動に積極的に取り組みます。
- (2) 各課等に環境保全推進委員を設置し、取組状況等を調査、点検し、その結果を評価することにより、計画の継続的な推進を図ります。
- (3) 社会状況の変化、計画目標の達成状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直

しを行うものとしします。

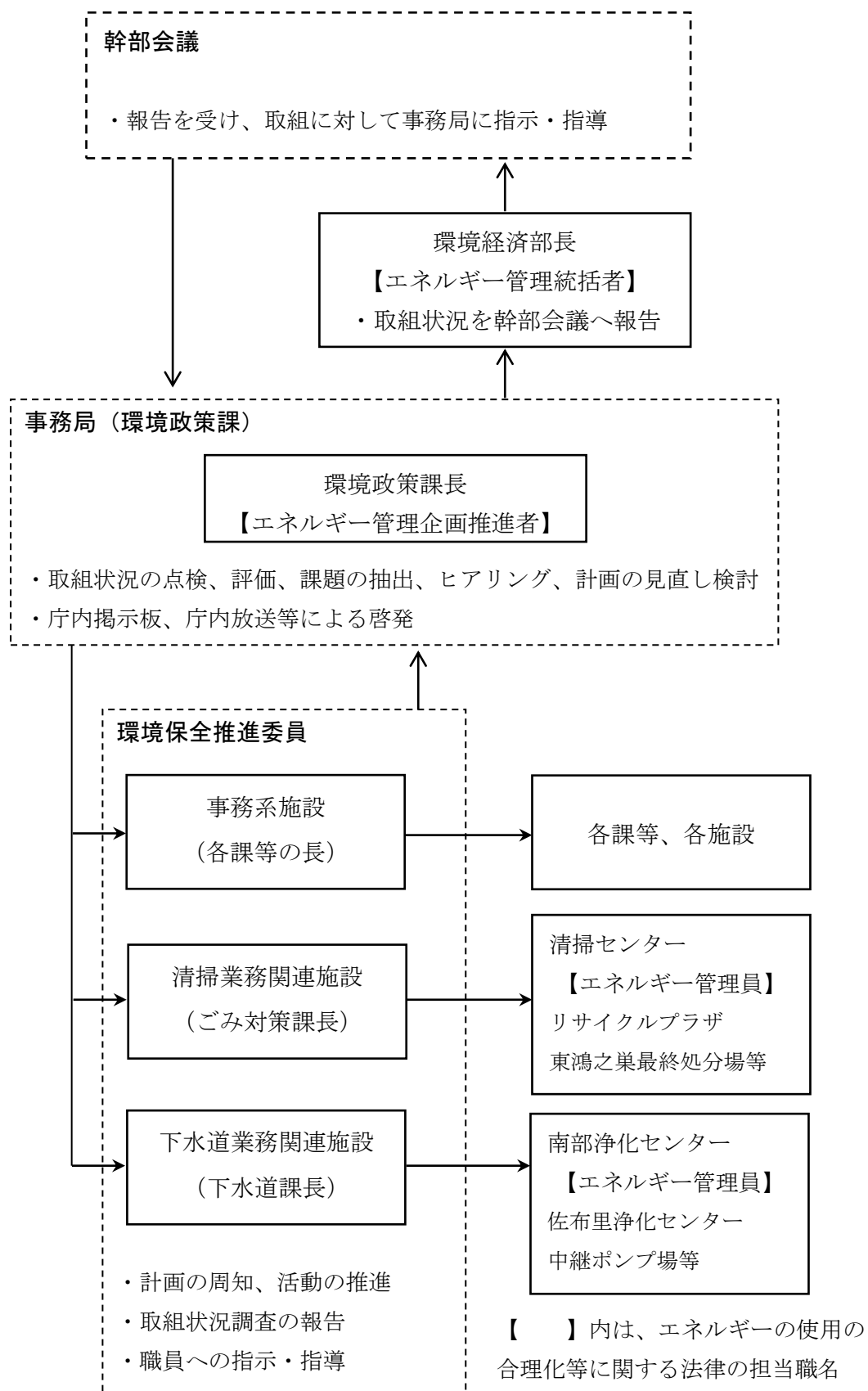
- (4) 計画の実施状況については、広報ちたやホームページ等を通じて、毎年度公表します。

(参考資料)

第5次知多市庁内環境保全率先実行計画推進体制

- 1 第5次知多市庁内環境保全率先実行計画（以下「計画」という。）の実施に当たり、各課等に環境保全推進委員（各課等の長）を置く。
- 2 環境保全推進委員は、所属職員に対して計画の周知を図るとともに、日常の環境に配慮した活動の定着を推進する。
- 3 環境保全推進委員は、前年度の取組状況を取りまとめ、事務局（環境政策課）に報告する。報告する事項は、温室効果ガスの排出源となる各活動量（エネルギー使用量等）に係る事項、取組の状況、前年度新たな取組を行った時は、その効果の見込み（削減量等）とする。
- 4 事務局は、各課等の計画の取組状況について点検、評価、課題の抽出を行い、適宜、環境保全推進委員にヒアリングを行う。環境経済部長は年度ごとの結果を部ごとに取りまとめ幹部会議へ報告する。
- 5 幹部会議は、報告を受けた結果、必要があると認める場合は、取組に対して事務局に指示・指導をする。
- 6 事務局は、幹部会議から取組に対する指示・指導があった場合は、環境保全推進委員を通じて、職員への徹底を図り、あるいは計画の見直しの検討を行う。

推進体制組織図



対象施設一覧（平成 30 年度）

総務部	知多市役所 集中管理公用車	環境 経済部	知多斎場・知多墓園 大草排水機場 岡田測定局 八幡東測定局 高齢者能力活用会館 清掃センター リサイクルプラザ 姥山処分場跡地 東鴻之巣最終処分場
市民 生活部	八幡まちづくりセンター 岡田まちづくりセンター 旭まちづくりセンター 東部まちづくりセンター 市民活動センター つつじが丘コミュニティセンター 佐布里ダム記念館 旭桃記念館	都市 整備部	佐布里緑と花のふれあい公園 直営管理している公園、広場等 有料公園（運動公園等）
福祉部	福祉活動センター 障がい者活動センター やまもも第1・やまもも第2 老人福祉センター 南粕谷デイサービスセンター 東部福祉会館 八幡福祉会館 岡田福祉会館 在宅ケアセンター（車両）	水道部	丸根配水場、各ポンプ場 南部浄化センター 佐布里浄化センター 下水道ポンプ場
健康部	保健センター（旧市民病院）	消防	消防本部・消防署 消防出張所 消防団詰所・車庫
子ども 未来部	保育園 幼稚園 青少年会館 こども未来館 つつじが丘放課後児童クラブ 新知放課後児童クラブ・子ども教室 子育て総合支援センター 児童センター（車両）	教育部	小学校 中学校 中部公民館 勤労文化会館・市民体育館 給食センター 中央図書館 歴史民俗博物館 市営プール 海浜プール 生涯学習課（車両）

※平成 29 年度エネルギー使用量調査に対する回答に基づく



第5次知多市庁内環境保全率先実行計画

平成31年3月策定

知多市環境経済部環境政策課

〒478-8601 知多市緑町1番地

電 話 0562-36-2660 (直通) F A X 0562-32-1010

U R L <http://www.city.chita.lg.jp>

E-mail kankyou@city.chita.lg.jp